

川崎重工業株式会社

広報部【東京】Tel. (03) 3435-2130 【神戸】Tel. (078) 371-9531 www.khi.co.jp

NO.2009016

2009年5月25日

各 位

会 社 名	川崎重工業株式会社
代表者名	取締役社長 大橋 忠晴
(コード番号 7012)	東京① 大阪① 名古屋①)
問合せ先	広報部
	部長 伴 俊作
	(TEL.03-3435-2130)

定款の一部変更について

川崎重工は、2009年5月25日開催の取締役会において、2009年6月25日に開催する第186期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせします。

1. 定款変更の理由

(1)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行及び「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)の廃止に伴い、以下の理由により定款変更を実施するものであります。

- ① 株券が廃止されたことから、株券の発行に関する規定(現行定款第8条、第10条第2項)と株券の種類に関する規定(現行定款第9条)を削除するとともに、株券喪失登録に関する規定(現行定款第14条第3項)を附則(新設)に移行し、所要の変更を行います。
- ② 「実質株主」という概念がなくなったことから、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する規定を削除します(現行定款第11条第1項)。
- ③ 上記に伴う条数の変更等、所要の変更を行います。

(2)株主総会の議長について、取締役会の決議により社長又は会長が務めることとするため、所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

なお、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」附則第6条第1項により、当社定款第8条の定めを廃止したものとみなされるため、施行日である平成21年1月5日付けで定款を変更し、変更後の規定を現行定款として記載しております。

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条 削除</p> <p>(株券の種類)</p> <p>第9条 当社の発行する株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p>第10条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p>② 当社は、第8条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1～4. (条文省略)</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第14条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1～4. (現行どおり)</p> <p>第10条～第11条 (条文番号のみ変更)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

(次ページにつづく)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条～第18条 (条文省略)</p> <p>(議長)</p> <p>第19条 株主総会の議長は、社長が、これにあたる。</p> <p>② 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの代表取締役が、これに代わる。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>第20条～第52条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第13条～第16条 (条文番号のみ変更)</p> <p>(議長)</p> <p>第17条 株主総会の議長は、社長又は会長が、取締役会の決定に従いこれにあたる。</p> <p>② 取締役会で決定した議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの代表取締役が、これに代わる。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第18条～第50条 (条文番号のみ変更)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</p>

また、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、株券の発行に関する規定の削除については株主総会の決議を要しないため、平成21年1月5日付けで次の通り定款を変更いたしました。

(下線は変更部分を示します。)

旧 定 款	現 行 定 款
<p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>第8条 削除</p>